

令和4年度

小規模特認校説明会



- | | | |
|---|--------------------|-------------|
| 1 | 学校紹介 | 10:30～11:00 |
| 2 | 小規模特認校制度を利用するにあたって | 11:00～11:20 |
| 3 | 質疑応答 | 11:20～11:30 |
| 4 | 学校案内 | 11:30～12:00 |

令和4年9月14日（水）

函南町立丹那小学校 055-974-0024
函南町教育委員会 055-978-8121

小規模特認校制度を利用するにあたって

1 確認事項

- 1 児童とその保護者が町内在住、または、就学までに町に転入見込みであること。
- 2 保護者は、学校の教育活動およびPTA活動などに賛同し協力すること。
- 3 通学における安全確保は、保護者の責任のもとに行い、その費用についても保護者が負担すること。
- 4 就学する時期は、原則として4月1日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りではない。
- 5 原則、卒業までの在籍とする。ただし、教育長は、児童又は保護者の事情により就学が困難と認めるときは、校長と協議のうえ、その児童を指定する小学校に就学させることができる。
- 6 児童が卒業後に就学する中学校は、住所地から指定された中学校とする。ただし、児童および保護者が特に希望する場合はこの限りではない。その場合、就学指定校変更の手続きを行わなければならない。

2-1 就学までの流れ（新1年生）

- 1 保護者（児童も参加可能）は、**学校説明会**（9月14日もしくは10月17日）に参加する。学校へ電話で参加の希望連絡をする。
- 2 保護者と児童が学校見学を希望する場合は、その旨を学校へ連絡し、日程調整をする。
- 3 保護者は、「**小規模特認校就学申請書**」を学校又は、教育委員会の窓口へ提出する。
- 4 保護者と児童は、学校において**校長と面接**を行う。面接の日程は学校と調整して決定する。
- 5 教育委員会は、面接の結果などを参考に審査を行う。就学希望者が募集人数を上回った場合、教育委員会で抽選を行う。
- 6 教育委員会は、就学許可となった場合、「**小規模特認校就学許可通知書**」を送付する。就学不許可となった場合は「**小規模特認校就学不許可通知書**」を送付する。
- 7 学校は、新入学児童の保護者に2月6日実施の**入学説明会**の案内を送付する。

2-2 就学までの流れ（町内から2年生以上の転入 原則4月1日から）

- 1 保護者（児童も参加可能）は、**学校説明会**（9月14日もしくは10月17日）に参加する。学校へ電話で参加の希望連絡をする。
- 2 保護者と児童が体験入学を希望する場合は、学校又は教育委員会の窓口へ「**体験入学申込書**」（本日配付）を提出し、学校と日程を調整する。
- 3 保護者は、「**小規模特認校就学申請書**」を学校又は、教育委員会の窓口へ提出する。
- 4 保護者と児童は、学校において**校長と面接**を行う。面接の日程は学校と調整して決定する。
- 5 教育委員会は、面接の結果などを参考に審査を行う。就学希望者が募集人数を上回った場合、教育委員会で抽選を行う。
- 6 教育委員会は、就学許可となった場合、「**小規模特認校就学許可通知書**」を送付する。就学不許可となった場合は「**小規模特認校就学不許可通知書**」を送付する。

※丹那留守家庭児童保育所（学童）の利用を希望する場合、別途手続きが必要です。

体験入学申込書

年 月			
日			
函南町立丹那小学校長 様			
保護者名 _____			
次のとおり体験入学を申し込みます。			
ふりがな		続柄	
児童名		生年月日	年 月 日生
学校名・学年	小学校 ・ 年		
緊急連絡先			
備考	※体験入学の希望日等ありましたら、御記入ください。		

体験受入期間 令和4年9月21日（水）から令和4年11月18日（金）